

議案第58号

町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について

町道谷地線交通安全施設整備その1工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道谷地線交通安全施設整備その1工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字間野々地内
- 3 契約の相手方 紫波郡矢巾町大字南矢幅第6地割606番地  
百万石建設株式会社  
代表取締役 水 本 慶

4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	63,303,900円	65,912,000円

令和6年5月9日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 議案第59号

### 町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更について

町道島線交通安全施設整備その4工事請負契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年矢巾町条例第8号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 工 事 名 町道島線交通安全施設整備その4工事
- 2 工 事 場 所 矢巾町大字高田地内
- 3 契約の相手方 紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割177番地  
株式会社佐々木組  
代表取締役社長 佐々木 和 久
- 4 変更の内容

項目	変更前	変更後
契約金額	55,174,900 円	59,246,000 円

令和6年5月9日提出

矢巾町長 高 橋 昌 造

## 議案第60号

給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めることについて

次のとおり給水装置の事故による損害賠償請求事件の損害賠償額を定めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び矢巾町上下水道事業の設置等に関する条例（昭和42年条例第9号）第7条の規定により議会の議決を求める。

### 記

- 1 事故発生日時  
不明（令和6年1月29日相手方からの通報により発覚）
- 2 事故発生場所  
矢巾町大字高田第13地割地内
- 3 損害賠償の相手方
- 4 損害賠償の原因  
町が管理する止水栓の不具合で閉栓後も通水状態となっていたことにより、住宅内の水道管が破裂し、家財に浸水被害を受けたものである。
- 5 損害賠償の額  
3,337,755円

令和6年5月9日提出

矢巾町長 高橋昌造